解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年七月二十九日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月八日

京都府城陽市寺田北山田三一―一七九

特定非営利活動法人Sustainable Fellowship International

代表清算人　伊藤　有理

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年六月十日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月八日

島根県鹿足郡津和野町須川六一五番地

宗教法人誓覚寺

清算人　齋藤　断城

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年七月一日、存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月八日

島根県出雲市国富町五四九番地

財団法人たぶし教育文化振興会

代表清算人　曽田　勇

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年八月一日、存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年八月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月八日

群馬県前橋市本町三丁目三番一六号

財団法人本町三丁目会館

清算人　風戸　守一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年六月三十日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年八月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月八日

東京都千代田区神田小川町一丁目一番地四日光ビル五階

特定非営利活動法人アクティブセカンド

清算人　石本　文穂

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年十一月六日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年八月五日）の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月八日

東京都狛江市中和泉五丁目二四番九号

特定非営利活動法人赤いほっぺ

清算人　粟野　明義

解散公告（第二回）

当企業年金基金は、平成二十三年七月一日厚生労働大臣の認可により解散したものとみなされたので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年八月五日）掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月八日

東京都千代田区大手町二丁目六番三号

新日本石油企業年金基金

清算人　古賀　岳文

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十三年七月十九日新潟県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年八月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月八日

新潟県北蒲原郡聖籠町大字次第浜五三九九番地

次第浜浜山土地区画整理組合

代表清算人　田村　春満

解散公告（第二回）

当法人は、寄附行為の存続期間の満了により平成二十三年七月一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年八月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月八日

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

財団法人京都府市町村消防賞じゅつ基金協会

清算人　金谷　浩志

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十三年六月十四日大阪府知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年七月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月八日

大阪府阪南市尾崎町三五番地の一

阪南市土地開発公社

清算人　安田　隆

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年二月五日開催の理事会及び評議員会の議決により平成二十三年六月二十四日岩手県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年八月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月八日

岩手県岩手郡葛巻町葛巻第一四地割二〇番地二

学校法人葛巻学園

清算人　楢山　義浩

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年六月十九日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年七月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月八日

静岡県御前崎市池新田一六五〇番地

特定非営利活動法人Ｂｅａｒｓ

清算人　湊　八重子

清算人　松浦　尚子

清算人　杉浦ひと美

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年四月一日、存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年七月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月八日

奈良県吉野郡吉野町大字平尾三六四番地

財団法人平尾自治会

代表清算人　辻井喜久男

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十三年六月一日開催の臨時総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年六月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月八日

山口県山口市中河原一二番地の一

山口川端市場協同組合

代表清算人　松西　恭英

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年六月十二日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年八月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月八日

香川県高松市仏生山町甲八四〇番地五

特定非営利法人健康サポート一〇〇

代表清算人　守家　忠夫

第９期決算公告　平成23年６月30日

北海道苫小牧市字柏原１番地ノ４

いすゞエンジン製造北海道株式会社

代表取締役　大澤　正伸

貸借対照表の要旨

（平成23年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資産の部	流動資産	3,019
	固定資産	5,087
	合計	8,106
負債及び純資産の部	流動負債	3,721
	固定負債	3,894
	株主資本	491
	資本金	460
	資本剰余金	450
	利益剰余金	△419
	その他利益剰余金	△419
	（うち当期純利益）	（238）
	合計	8,106